

指定居宅介護支援事業所 運営規程

医療法人 博愛会

さるびあ在宅介護支援センター

指定居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人博愛会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正な医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者介護保健施設等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 さるびあ在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 宇部市浜町2丁目1番3号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 5名（うち管理者兼務1名）
介護支援専門員等は、指定居宅介護支援事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日、8月16日と12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一 居宅サービス計画の作成

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

居宅介護支援費(Ⅰ)

<取扱件数が40件未満>

要介護1・2 1,086 単位

要介護3・4・5 1,411 単位

居宅介護支援費(Ⅱ)

<取扱件数が40件以上60件未満>

要介護1・2 544 単位

要介護3・4・5 704 単位

居宅介護支援費(Ⅲ)

<取扱件数が60件以上>

要介護1・2 326 単位

要介護3・4・5 422 単位

特定事業所加算(Ⅱ)

407 単位

二 サービス実施状況の継続的な把握・評価

三 介護保健施設等への紹介等

四 医療との連携

(事故発生時の対応)

第7条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、家族及び市町村等へ連絡するとともに、原因解明をし、再発防止に努める等必要な措置を講じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は宇部市、山陽小野田市とする。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連

合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする（令和6年4月1日まで過措置期間）

- (1) 成年後見制度の利用を支援
- (2) 苦情解決体制を整備
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施

(感染症の予防及び蔓延防止に関する事項)

第12条 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催や指針の整備、研修の実施、訓練の実施等取り組むものとする。

(男女雇用均等法におけるハラスメント対策に関する事項)

第13条 事業者は、利用者とともにサービス従業員の人権を守る観点から、利用者又はその家族から暴言・暴力等（性的なものも含む）があった場合には、その改善の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがないと判断した場合には、30日前に利用者又は身元保証人に対し文章で通知することにより、この契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない理由と判断した場合には直ちに解約するものとする。

(業務継続計画（BCP）の算定等に関する事項)

第14条 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を算定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、実務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 4 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 9 月 3 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

